相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県田辺市鮎川三二五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西原　文市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十九日

事務所和歌山県田辺市秋津町二〇五番地の九　マツシタオフィス

相続財産管理人　松下　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市沼隈町大字中山南七一八番地二、最後の住所広島県福山市沼隈町大字中山南六四六番地一　被相続人　亡　土岡　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十九日

事務所広島県福山市若松町二番一二号

相続財産管理人　弁護士　川﨑　保孝

無縁墳墓等改葬公告

境内・墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年三月二十九日

一　墳墓等所在地　群馬県前橋市野中町一八七番地

一　墳墓等の名称　大泉寺墓地及び大輪殿（納骨堂）

一　死亡者の本籍及び氏名　森田廣司、田村光代、松川勇、石井ミチコ、小沢かの、松島笹沢小林、野村家、森田恒忠、その他不詳

一　改葬を行おうとする者　群馬県前橋市野中町一八七　宗教法人大泉寺　住職　過外　善雄

特定社債権者集会招集公告

特定社債権者各位

左記のとおり天神坂特定目的会社第一回一般担保付特定社債（適格機関投資家限定）（以下「本特定社債」といいます。）の特定社債権者集会（以下「本集会」といいます。）を開催致しますので公告致します。

本集会において議決権を行使される場合は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第百十八条にて特定社債に準用する同法第八十六条第二項の規定に基づく提示のため、本特定社債に係る振替法第六十八条第三項各号に掲げる事項を証明した書面（以下「証明書」といいます。）を、平成二十三年四月十二日までに後記㈱②の送付先にご送付願います。なお、本集会にご出席される場合は、当日、当該証明書（代理人ご出席の場合は更に委任状）及び本人確認書類の提示が必要となります。

当日ご出席願えない場合は、事前に議決権行使書面を提出することにより議決権を行使することができます。

かかる場合は、左記の本集会が開催される日時までに議決権行使書面を後記㈱②の送付先にご送付ください。

記

一、日　時　平成二十三年四月二十日（水曜日）午前十時〇〇分

二、場　所　東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　天神坂特定目的会社会議室

三、会議の目的たる事項

議　案　本特定社債の社債要項の一部を変更する件

右議案は、本特定社債の社債要項（以下「本要項」といいます。）を大要次のように変更するために提出されるものです。

一、本要項第一・一項記載の以下の各用語の定義を次のとおり変更した定義に置き換える。①「予定最終償還期日」を「二〇一六年二月二十九日」に変更し、②「約定利率」を「基準金利に二・四〇％を加えた利率（年利）」に変更し、③「許容された債務」について、(c)を「発行会社、受託者、又はマスター・レッシーが通常の業務の過程で発生させた無担保買掛金債務及び未払金債務（但し、弁済期限六十日以内のもので、その総額は本特定社債の未償還元本残高の五・〇％相当額を如何なる場合でも超えないものとする。）並びに負担」に変更し、既存の(h)を(i)に繰り下げ、(g)の次に(h)として「劣後特定社債の発行により発行会社が負担する債務」を追加し、④「単一目的会社」について、(a)(iii)(x)文中の「（但し、信濃川株式会社を除く。）」を削除し、(b)(i)を「発行会社の場合は、本物件又は本信託受益権に関する自社の権利（所有権を含む。）と関係ない業務（なお、劣後特定社債の自己募集はかかる業務に含まれないものとする。）には一切従事していない会社」に変更し、(k)冒頭の「払込期日現在において」を削除し、⑤「社債割当額」を「本信託受益権（御茶ノ水）及び本物件（御茶ノ水）について金七億二千二百四十三万七千円、本信託受益権（博多）及び本物件（博多）について金八億六千四百二十一万五千円の金額」に変更し、⑥「リリース必要支払額」の文中の(i)を「各本物件又は本信託受益権について当該各本物件又は本信託受益権に係る社債割当額の一一五％相当額以上の償還単位での本特定社債の未償還元本の償還又は買入消却」に変更する。

二、本要項第一・一項に次の各用語の定義を追加する。①「劣後契約」とは、(i)劣後特定社債権者、発行会社及び本特定社債権者の間で締結された二〇一一年二月十四日付劣後契約及び(ii)社債支払補償人が合理的に受け入れることができる様式及び内容で本特定社債要項に従って締結されるその他の劣後契約を意味する。②「劣後特定社債権者」とは、劣後特定社債の保有者をいう。③「劣後特定社債」とは、(i)発行会社により発行され、株式会社イシン・ヨコハマ・ホールディングスにより取得される二〇一六年十二月三十一日を満期とする三億六千万円第二回固定利率特定社債（適格機関投資家限定）及び(ii)本特定社債要項に従って発行会社が発行し、劣後特定社債権者が取得するその他の社債であって、本債務及び劣後契約に従って本債務の支払いに劣後するものを意味する。

三、本要項第二・五項(a)を大要次のとおり変更する。(a)四半期毎の償還　発行会社は、各支払期日（但し、最終償還期日は除く。）に、左記の各金額の本特定社債の元本の償還を行う。但し、本物件又は本信託受益権の一部について売却その他の処分がされた場合には、発行会社は、各支払期日（但し、最終償還期日は除く。）に、『左記の各金額』に『当該各本物件又は本信託受益権の売却その他の処分後に残存する当該各本物件又は本信託受益権に係る社債割当額』を乗じて『全ての各本物件又は本信託受益権の社債割当額』で除した金額以上の最小の償還単位の本特定社債の元本の償還を行う。

(i)　二〇一一年三月に到来する支払期日から二〇一四年十二月に到来する支払期日までの期間の各支払期日

二〇一一年六月は金九百八十万四千円とし、二〇一一年九月及び二〇一一年十二月は金九百五十七万六千円とし、二〇一二年三月、二〇一二年六月及び二〇一二年九月は金七百二十九万六千円とし、二〇一三年十二月は金七百六万八千円とし、二〇一四年三月及び二〇一四年六月は金千三万二千円とし、二〇一四年九月及び二〇一四年十二月は金九百八十万四千円とする。

ただし、当該支払期日における本特定社債にかかる支払期限の到来した手数料、費用、損害金、利息、元本及び社債支払補償人に対する補償料の支払い並びに社債権者が要求する各種積立金の積立てに資金を充当した後の社債購入者集金口座内の残額（社債計算期日における残額）の全てを用いても償還が不可能である場合は、当該残額を用いて償還が可能な、償還単位の整数倍の最大金額。この場合、次回支払期日の約定償還金額は、右記で計算し、現実に償還された償還金額と右記の各支払期日に対応する金額との差額に、当該次回支払期日の約定償還金額を加えた金額とする。ただし、当該支払期日における本特定社債にかかる支払期限の到来した手数料、費用、損害金、利息、元本及び社債支払補償人に対する補償料の支払い並びに社債権者が要求する各種積立金の積立てに資金を充当した後の社債購入者集金口座内の残額（社債計算期日における残額）の全てを用いても償還が不可能である場合は、当該残額を用いて償還が可能な、償還単位の整数倍の最大金額とし、以降の支払期日においても同様とする。

なお、以上に拘らず、本項に基づく累積の償還額の上限は合計で一億二千六百五十四万円までとする。

(ii)　二〇一一年六月に到来する支払期日から二〇一四年十二月に到来する支払期日までの期間の各支払期日

二〇一一年六月及び九月は金九百八十万四千円とし、二〇一一年十二月は金九百五十七万六千円とし、二〇一二年三月、二〇一二年六月及び九月は金七百二十九万六千円とし、二〇一三年十二月は金七百六万八千円とし、二〇一四年三月及び六月は金千三万二千円とし、二〇一四年九月及び二〇一四年十二月は金九百八十万四千円とする。

(iii)　二〇一五年三月以降に到来する支払期日以降の各支払期日

本特定社債買取契約第十三・三条第B―七弁済順位により本特定社債の元本償還に充当される金額。